

それでは実際に特別支給の老齢厚生年金(定額部分)や高年齢者雇用安定法の改正は、雇用者に対し、どのような影響を雇用と年金の接続にもたらしたのであろうか。とりわけ重要な問題として、高年齢者雇用安定法により、企業が実際に採用した雇用確保措置のほとんどが大幅な賃金<sup>6</sup>引き下げが可能な再雇用制度であったため(山田 2007)、特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引き上げにより公的年金受給額が減少することで総収入は落ち込む可能性がある。また当時は継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みがまだ存在<sup>7</sup>していたため、雇用と年金の接続がうまく行かず、定額部分の年金と就労所得の双方を失った低所得層が増大している可能性も懸念されるところである。

そこで本研究では以下、個票データを用い、就業率、公的・私的年金や雇用保険の受給パターン等がどのように変化したかクロス集計により検討し、特別支給の老齢厚生年金(定額部分)や高年齢者雇用安定法の改正が雇用と年金接続に与えた影響について、予備的考察を行った。

### 3. 使用データ

#### (1) 使用データおよびサンプル

本研究で用いるデータは厚生労働省「中高年者縦断調査」の個票である。この調査は、2005年10月末現在50~59歳の全国の男女を対象としており、健康、就業、社会活動について経時的变化が追えるよう設計された縦断調査(パネル調査)である。調査項目としては、就業状況、所得源、収入額、公的年金受給額(第4回以降)、負債・貯蓄額などがあり、雇用と年金の接続に関し豊富な情報が含まれている。本研究においては統計法第33条に基づく二次データ利用が許可された第1回(2005年)から第6回(2010年)調査の個票を用いている。

「中高年者縦断調査」が対象とするのは1945年度生まれから1955年度生まれまでの生年齢コホートである。その中、第6回調査までに、特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の受給開始年齢の63歳から64歳への引き上げによる雇用と年金の接続への影響を観察できるのは、観測期間中に支給開始年齢の63歳に到達した1945~46(昭和20~21)年度生まれコホートと1947(昭和22)年度生まれコホートである。そこでこれら2つのコホート男性を分析対象サンプルとした。生まれ「年」コホートではなく、生まれ「年度」コホートを用いる理由は、年金支給開始年齢の引き上げが、生まれ年度を基準に実施されているためである。

<sup>6</sup> 賃金下落幅毎の企業分布を示し山田(2009)賃金下落率の最頻値は4割前後にあり、半数の企業で賃金下落率は4割以上で、60歳前後に企業は大きく賃金を削減していることがわかる。

<sup>7</sup> 2013年に施行された改正高年齢者雇用安定法により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みは廃止された。ただし、2013年からの特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げとリンクした経過措置がある。

なお本研究では、就業率の変化を示すための年齢については調査時点(10月時点)での年齢を基準としている。毎回、調査は10月に実施されているため、たとえば1946年度生まれコートの59歳時点を観測する場合、Wave1(=第1回調査)のみの情報では足りない。というのも1946年生まれで11月が誕生月の場合、Wave1時点では58歳であるため、59歳時の情報を得るためにWave2(=第2回調査)の情報も必要になってくるためである。それゆえ、本稿の分析では、たとえば1946年度生まれで59歳時点の就業率を計測する際にはWave1と2の情報を合成して算出している。これは他の年度生まれ、年齢についても同様であり、この関係を表2として整理している。

#### 【表2:調査時点の年齢、生まれ年度、Waveとの関係】

以下の分析では、1946年度と1947年度の2つの生まれ年度コートについて就業率、公的・私的年金や雇用保険の受給パターン等が特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢の引き上げや高年齢者雇用安定法改正の影響によりどのように変化したか、被用者職歴と自営業職歴とを年齢別にクロス集計して比較検討した。比較対象群として自営業職歴を用いる理由は、この職歴グループが特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢の引き上げや高年齢者雇用安定法改正の影響を受けにくいためである。

#### (2) 職歴ごとの脱落率

「中高年者縦断調査」の第1回の問28では、これまでどのような働き方をしてきたか、その職歴について質問している。その構成比を男性について示したのが図2である。なお以下の図表は、すべて筆者による厚生労働省「中高年者縦断者調査」に基づく計算結果がデータ出所である。

#### 【図2:これまでの働き方(職歴)の構成割合(男性)】

職歴で最も多いのが「①ひとつの企業等に20年以上勤務している(いた)」で全体の半分弱を占めている。次に多いのが「②勤め先は変わったが、同じ分野の仕事に20年以上従事している(いた)」で2割を占めており、「③①、②以外で20年以上仕事(自営業を除く)に従事している(いた)」が1割を占める。

①～③を合計すると男性の職歴の4分の3を占め、このサンプルを「被用者職歴グループ」と本稿では定義する。また本研究で比較対象群として設定した「自営業職歴グループ」は、「④自営業で20年以上仕事をしている(いた)」職歴に該当するサンプルと定義する。「⑤仕事を中断し、それ以来仕事をしていない」、「⑥①～⑤以外の働き方をしている(いた)」、「⑦収入を伴う仕事をしたことがない」に該当するサンプルは男性で8%存在しているが、これらは本研究では捨象している。

Wave1(第1回調査)時点でのサンプル・サイズは、被用者職歴グループ・1946年度生まれコート男性で約1200、同1947年度生まれコート男性で約1500ある。また自営業職歴グループ・1946年度生まれコート男性で約300、同1947

年度生まれコーント男性で約 400 ある。

次に縦断調査を用いる際、問題となるのは調査回数を重ねるごとに調査から脱落するサンプルが発生することである。もし、被用者職歴と自営業職歴の 2 つのグループ間に顕著な脱落率差が存在する場合、比較には留意が必要となろう。同様に 1946 年度と 1947 年度の 2 つの生まれ年度コーントにおいても脱落率差がある場合、同様の留意が必要となる。

職歴別、生まれ年度コーント別に Wave 1(第 1 回調査) 対象者を基準(=100%)として Wave 毎の脱落率を比較したのが表 3 である。Wave を重ねる毎に、回答率は漸減しているが、Wave 5 (第 5 回調査) までは、職歴別、生まれ年度別に顕著な脱落率の差はみられず、Wave 1 の回答者の中、83~85% が回答している。

#### 【表 3 : 職歴別の脱落率 (男性)】

しかし、Wave 6 (第 6 調査) になると両職歴グループ間の脱落率に差がみられるようになる。1946 年度生まれと 1947 年度生まれについて、被用者職歴の回答率はそれぞれ 79%、78% となっているが、自営業職歴の回答率はそれぞれ 73%、74% と、被用者職歴の回答率を 4~6% ポイント下回っている。なぜ Wave 6 において両職歴グループ間の回答率に差が生じたのかについては不明であるが、Wave 6 の自営業者職歴との比較については若干の脱落率の差があるため、注意が必要である。

## 4. 分析結果

### (1) 就業状況の変化

年齢別の就業率を、職歴別、生まれ年度別に比較したのが図 3 である。自営業職歴の就業率と比較すると、被用者職歴の就業率は 60 歳以降、急速に低下する。こうした傾向自体はすでに広く知られているところであるが、興味深いのは 1946 年度生まれと、1947 年度生まれとを比較すると、63 歳時点において、被用者職歴では 1947 年度生まれの方で 5% ポイント就業率が高くなっていることである。一方、自営業職歴においては、こうした就業率の上昇は見られず、1946 年度生まれと比較し、1947 年度生まれの方が、63 歳時点での就業率はむしろ 2% ポイント低くなっている。

#### 【図 3 : 就業率 (男性)】

樋口・山本 (2002) では、構造形の労働供給関数を推計することによって、1994 年の厚生年金制度の改正により、60~64 歳層の労働供給を 3% 程度引き上げる効果を予測していた。しかし実際に 63 歳時点で生じた就業率の上昇は 5% ポイントとこれを上回っていた。これは、改正高年齢者雇用安定法による支給開始年齢までの雇用確保措置義務化という後押しがあったからと考えられる。

図 4~6 は就業者を 100% として、年齢別、職歴別、生まれ年度別に週間労働日数、週間時間、週間労働時間が 30 時間未満の短時間労働者の比率をしたものであ

る。就業率と同様に週間労働日数については、自営業職歴と比較して、被用者職歴において 60 歳以降の減少幅が大きくなっているが、58 歳時点と比較し、自営業職歴では 0.3 日の減少であるのに対し、被用者職歴では 0.6 日の減少となっている。ただし、就業率とは異なり、1946 年度生まれと 1947 年度生まれとを比較した場合、両職歴グループ間で顕著な差異は見られない。

【図 4：週間労働日数（男性就業者）】

【図 5：週間労働時間（男性就業者）】

【図 6：週労働 30 時間未満の割合（男性就業者）】

週間労働時間については、両職歴グループとも 1946 年度生まれと比較し、1947 年度生まれの方が 63 歳時点で 2 時間程、長くなっている。また 63 歳時点の週間労働 30 時間未満の比率は、1946 年度生まれと比較し、1947 年度生まれの方が、被用者職歴、自営業職歴で各々 5% ポイント、2% ポイント低くなっている。つまり、就業者に限っていえば、両コーコーホート間の 63 歳時点の相違の方向性（正負）は同じである。

【図 7：正規の職員・従業者の割合（男性就業者）】

【図 8：パートおよび契約社員の割合（男性就業者）】

図 7 と 8 は就業者を 100% として、従業上の地位毎の比率をみたものである。図では自営業職歴も示してあるが、従業上の地位は主に雇用者に関わるので、被用者職歴のみに注目する。まず正規の職員・従業者の割合は 59 歳から 60 歳にかけて半減する。2006 年の改正高年齢者雇用安定法施行後も、多くの企業で 60 歳定年制は残ったため、この影響と考えられる。しかし、両コーコーホートで 63 歳時点を比較すると 1946 年度生まれと比較し 1947 年度生まれの方が就業者に占める正規の職員・従業者の割合が 3% ポイント高くなっている。これは雇用確保措置として、再雇用・勤務延長制度ではなく、定年年齢の引き上げや廃止などで対応している企業が一定割合存在していることの影響と考えられる。

1947 年度生まれで正規の職員従業者比率が上昇したのは、非正規比率の低下したためと予想されるが、63 歳時点のパート・アルバイト比率は 1946 年度生まれより 3% ポイント低い一方、契約社員・嘱託比率は 5% ポイント高くなっている。同じ非正規雇用でも構成比率の変化の方向性が非正規雇用の種類によってなぜこのように異なるのかは今後の検討課題の一つである。

図 9 と 10 は就業者を 100% として、年齢別、職歴別、生まれ年度別に一年以内の再就職経験比率と失業率をみたものである。被用者職歴では 60 歳定年制の影響を受け、60 歳時点で就業者の 4 分の 1 が再就職を経験している。さらに高年齢者雇用安定法による雇用確保措置が 63 歳までであった 1946 年度生まれでは 21% が再就職を経験している一方、雇用確保措置が 64 歳までに引き上げられた 1947 年度生まれでは、再就職経験率は 13% であり、8% ポイントも低くなっている。改正高年

齢者雇用安定法の影響がうかがえる。自営業職歴でも両コーホート間で 63 歳時点における再就職経験率は、1947 年度生まれで低くなっているが、マイナス 2% ポイントであり、被用者職歴と比較して相対的に小さい。

#### 【図 9：一年以内の再就職経験（男性就業者）】

図 10 では非就業者の中、「仕事をしたい」かつ「仕事を探している」あるいは「開業の準備をしている」サンプルを失業者と定義し、その比率（失業率）を示しているが、年齢ごとの変動幅が大きいため、この図から確たる傾向をつかむことは困難である。しかし、63 歳時点に注目すると、被用者職歴では、1946 年度生まれと比較すると、1947 年度生まれの方が 1% ポイントほど低くなっている。再就職経験と同様、改正高年齢者雇用安定法の雇用確保措置の適用年齢が 63 歳までから 64 歳まで引き上げられたことによる影響と考えられる。

#### 【図 10：失業率（男性）】

### (2) 所得の変化

特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の引き上げと改正高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の適用年齢の引き上げは、所得源やその構成にも影響を与えた可能性がある。図 11～13 は年齢別、職歴別、生まれ年度別に雇用保険、公的年金、私的年金の受給率をみたものである。

まず雇用保険受給率（図 11）についてであるが、60 歳定期制の影響を受け、被用者職歴では 60 歳時点の受給率は 5% と最も高くなっている。また被用者職歴では 63 歳時点の雇用保険受給率は 1946 年度生まれと比較し 1947 年度生まれの方が 1% ポイントほど高くなっている。

#### 【図 11：雇用保険受給率（男性）】

公的年金受給率（図 12）は、両職歴グループとも 61 歳時点では 1946 年度生まれの方が 1947 年度生まれより 9～10% ポイント高くなっている。

#### 【図 12：公的年金受給率（男性）】

雇用保険受給率と公的年金受給率にこうした動きが生じた要因としては、リーマンショックによる経済環境の悪化による雇用保険や国民年金の繰上げ受給の増加および（本研究の主な関心事である）特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げなどが考えられる。

しかし公的年金受給率の変化については、Wave 4 以降で所得源に関する選択肢部分が変更されたことによる可能性もある。具体的には Wave 3 以前では、「何によって得られた収入か」という質問の中に「2. 公的年金」と「4. その他の社会保障給付金」という選択肢が存在していた。ところが Wave 4 以降で公的年金の受給有無が独立した質問項目となると、これらの選択肢の中から「2. 公的年金」という選択肢が除かれ、さらに「4. その他の社会保障給付金」という選択肢については

「3. 生活保護等の社会保障給付金」と用語の変更も行われた。

こうした変更によって「特別支給の老齢厚生年金」の受給を調査対象者がどのように回答の際に分類変更したのか、あるいは変更しなかったのか事後的に確認することは極めて困難である。こうしたWave 4以降の当該質問項目の変更が影響を及ぼした可能性がある部分は、1946年度生まれコーホートについては62歳以降、1947年度生まれコーホートについては61歳以降で、ちょうど1947年度生まれコーホートの方で公的年金受給率が高くなっている部分と重なる。したがって、この部分の変化に関する結果解釈については留保が必要である。

とはいっても63歳時点では質問項目は同一であり、両年度のコーホートについて比較可能である。63歳時点では1947年度生まれの方が、被用者職歴で6%ポイント、自営業職歴で12%ポイントそれぞれ低くなっている。

私的年金受給率（図13）について63歳時点を比較すると被用者職歴では1947年度生まれの方が2%ポイント高くなっている一方、自営業職歴では逆に2%ポイント低くなっている。特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げによるギャップを私的年金が埋め合わせている可能性を示唆する結果である。

#### 【図13：私的年金受給率（男性）】

図14と15は年齢別の公的年金平均受給額の推移と63歳時点の公的年金受給額の分布を職歴別、生まれ年度別に比較したものである。

#### 【図14：公的年金平均受給額：万円（男性）】

#### 【図15：公的年金受給額の分布（男性）】

特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げを反映し、1946年度生まれと比較し、1947年度生まれの63歳時点の平均公的年金受給額（月額）は、被用者職歴で3.3万円低く、自営業職歴では1.3万円低くなっている<sup>8</sup>。また同様に制度変更を反映し、63歳時点の公的年金受給額（月額）の分布も、両職歴グループとも、1947年度生まれの方が1946年度生まれよりも低い方に偏っている。

図16～18は年齢別の公的年金以外の平均本人収入額の推移、63歳時点の公的年金以外の本人収入の分布および公的年金を含む本人収入の分布を、職歴別、生まれ年度別に比較したものである。

#### 【図16：公的年金以外の平均本人収入額：万円（男性）】

#### 【図17：公的年金以外の本人収入の分布（男性）】

#### 【図18：公的年金を含む本人収入の分布（男性）】

63歳時点における公的年金以外の平均本人収入額は、両職歴グループとも1946

<sup>8</sup> 自営業職歴では、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢の影響を受けないはずであるが、雇用者としての職歴がある場合には、老齢厚生年金の受給資格が発生するため影響を受ける人たちも存在する。なお、「中高年者縦断調査」では、老齢厚生年金の受給権の有無を直接尋ねる質問項目は含まれていない。

年度生まれより、1947年度生まれの方が13万円ほど高くなっている。公的年金以外の本人収入の分布をみても、1947年度生まれの方が1946年度生まれより全体的に高い方に位置している。とくに被用者職歴では、1946年度生まれは公的年金以外の本人収入額が0のところに山があり双峰分布となっているが、1947年度生まれではその0のところにある部分の山（=双峰分布の左側の山）は存在していない。

公的年金を含む本人収入の分布についても、被用者職歴グループの1947年度生まれは、1946年度生まれと比較し、低所得層の分布密度は相対的に低くなっている。中央値付近の分布密度が高くなっている。こうした特徴は自営業職歴にもみられるが、被用者職歴で、より顕著である。

以上をまとめると、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げにより、63歳時点の公的年金受給額は低くなっていたが、改正高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の適用年齢引き上げがもたらした就業率上昇、また一部は私的年金受給率上昇により、公的年金以外の本人収入はむしろ増大し、低所得層は減少していた。

### (3) 負債・貯蓄の変化

所得の変化により、ストックである負債・貯蓄も変化すると考えられる。そこで最後に負債・貯蓄の変化について同様に検討する。図19～22は借入金・貯蓄の有無と平均借入金額と平均貯蓄額について、職歴、生まれ年度毎に、年齢別の推移を比較している。なお前項までの変数とは異なり、借入金や貯蓄の把握は個人単位ではなく、世帯単位となっている。

【図19：借入金がある世帯の割合（男性）】

【図20：平均世帯借入金額：万円（男性）】

【図21：貯蓄がある世帯の割合（男性）】

【図22：平均世帯貯蓄額：万円（男性）】

借入金がある世帯比率は、年齢が高くなるほど減少傾向にあるが、その傾向は被用者職歴の方で顕著である。とくに被用者職歴では、59歳から60歳にかけて両コートとも8～9%ポイント、借入金がある世帯比率は減少している。借入金額についても年齢が高くなるほど減少傾向にある。

貯蓄がある世帯比率は、借入金がある世帯比率の傾向とは反対に、年齢が高くなるほど増大傾向にある。貯蓄額については、被用者職歴において、59歳から60歳にかけて相対的に大幅な増加が観察される。より具体的には被用者職歴で1946年度、1947年度生まれは、それぞれ59歳から60歳にかけて、貯蓄額平均が220万円、160万円増加している。この増加は60歳定年制による退職金の支払いの影響と考えられる。

63歳時点での借入金額と貯蓄額を比較すると、両職歴グループとも、1946年度

生まれより 1947 年度生まれの方で、借入金額は高く、貯蓄額は低くなっている。また、その差は自営業職歴の方が大きくなっている。

## 5. 結びにかえて

本研究では 2010 年度に特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢が 63 歳から 64 歳に引上げられたことにより、雇用と年金の接続がどのように変化したか、厚生労働省「中高年者縦断調査」を用い検討した。具体的には、支給開始年齢が 63 歳である 1946 年度生まれと 64 歳である 1947 年度生まれ、被用者職歴と自営業職歴(いずれも男性)とを比較することで、就業率、公的・私的年金や雇用保険の受給パターン等がどのように変化したかクロス集計により検討した。比較対象群として自営業職歴を用いた理由は、このグループが特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢の引き上げの影響を受けにくいためである。

予備的考察の結果、得られた暫定的な知見は以下のとおりである。1946 年度生まれと比較し、1947 年度生まれの 63 歳時点の被用者職歴男性の①就業率は 5% ポイント高く、②就業者に占める短時間(週労働時間 30 時間未満)労働者は 5% ポイント低く、③就業者に占める 1 年以内の再就職者は 8% ポイント低く、④私的年金受給率は 2% ポイント高く、⑤公的年金受給額の分布は低い方に移動したが、公的年金以外の本人収入額の分布は高い方に移動したことなどが明らかにされた。

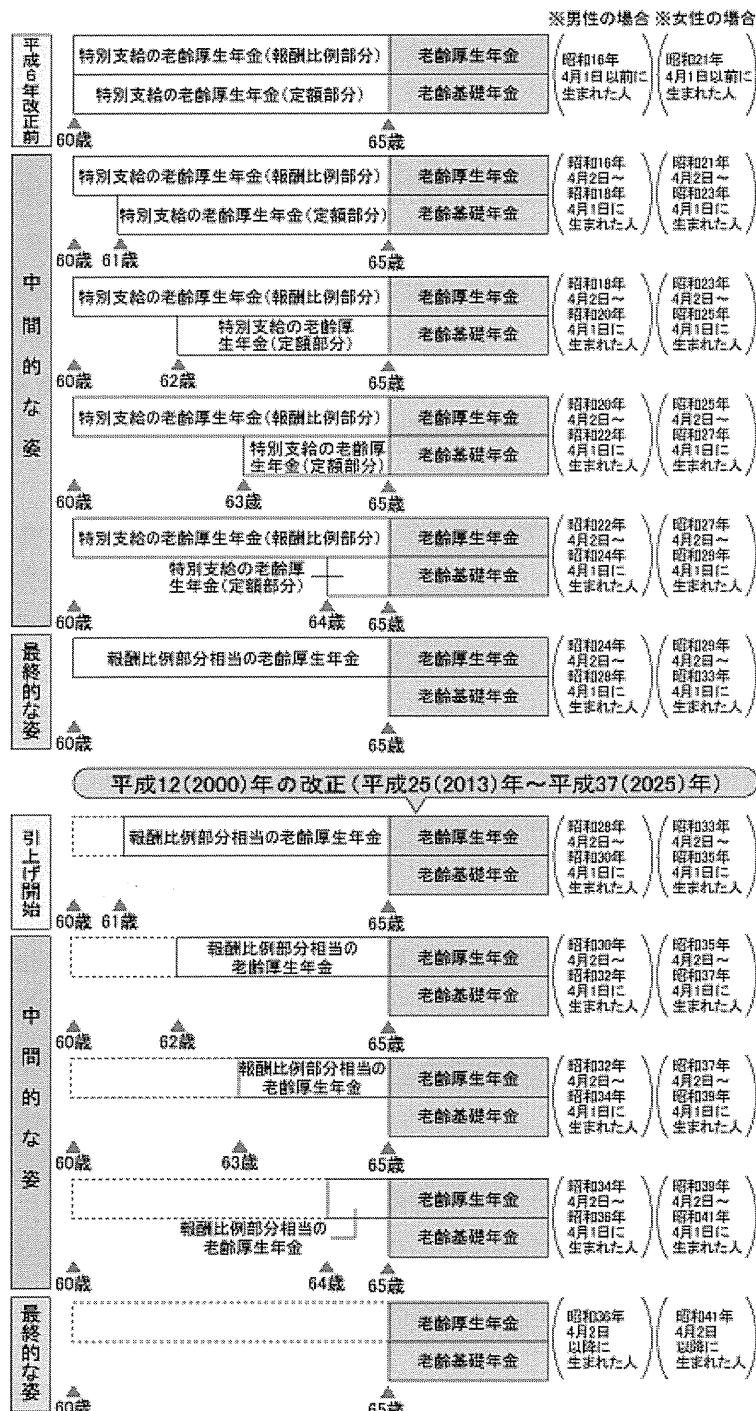
言い換えると、特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引き上げにより、63 歳時点の公的年金受給額は低くなっていたが、改正高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の適用年齢引き上げによる就業率上昇、また一部には私的年金受給率上昇により、公的年金以外の本人収入はむしろ増大し、低所得層は減少していた。

なお前述のとおり、支給開始年齢引上げと共に、高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の義務年齢も 63 歳までから 64 歳まで対象が広げられたため、その影響を識別することが今後の検討課題である。

## ＜参考文献＞

- 樋口美雄・山本勲(2002)「わが国男性高齢者の労働供給行動メカニズム—年金・賃金制度の効果分析と高齢者就業の将来像—」『金融研究』、2002 年 10 月号、pp.31-77。
- 山田篤裕(2007)「高年齢者の継続雇用義務への企業の対応: 賃金・年収水準調整を中心に」労働政策研究・研修機構『高齢者継続雇用に向けた人事労務管理の現状と課題(労働政策研究報告書 No.83)』所収。
- (2009)「高齢者就業率の規定要因—一定年制度、賃金プロファイル、労働組合の効果」『日本労働研究雑誌』No.589: pp.4-19。

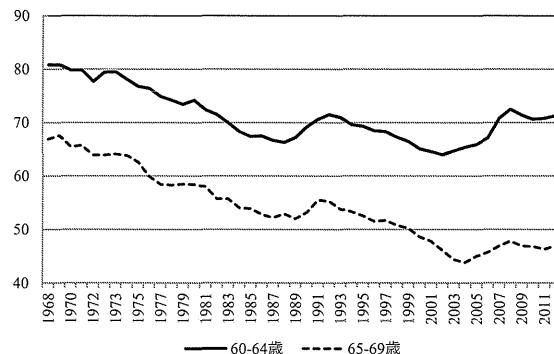
表1:特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ(平成13(2001)～25(2013)年)



出所：厚生労働省「年金財政ホームページ」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-04.html>、2013年3月

1日閲覧)

図 1:年齢階級別就業率(男性、1968~2012 年)



出所：総務省『労働力調査（長期間時系列）』

表 2:調査時点の年齢、生まれ年度、Waveとの関係

調査時点の年齢	1946年度生	1947年度生
57		W1
58	W1	W1+W2
59	W1+W2	W2+W3
60	W2+W3	W3+W4
61	W3+W4	W4+W5
62	W4+W5	W5+W6
63	W5+W6	W6
64	W6	⇒1947年度生かつ11月以降生まれはまだ63歳の情報がない。 ⇒1946年度生かつ11月以降生まれはまだ64歳の情報がない。

※Wave4(2008年9月)リーマンショック

図 2:これまでの働き方(職歴)の構成割合(男性)

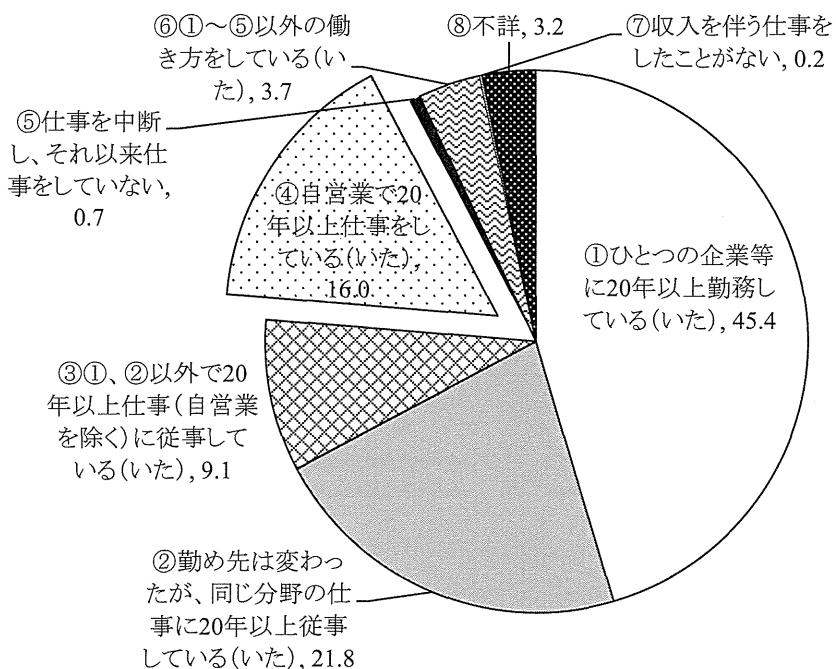


表 3:職歴別の脱落率(男性)

	被用者		自営業者	
	1946年度生	1947年度生	1946年度生	1947年度生
Wave 1	100	100	100	100
Wave 2	94	93	93	94
Wave 3	90	89	90	90
Wave 4	87	86	86	86
Wave 5	85	83	83	84
Wave 6	79	78	73	74

図 3:就業率(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

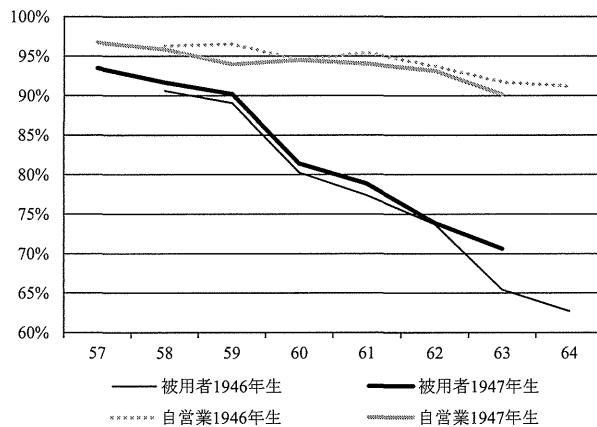


図 4:週間労働日数(男性就業者=100%、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

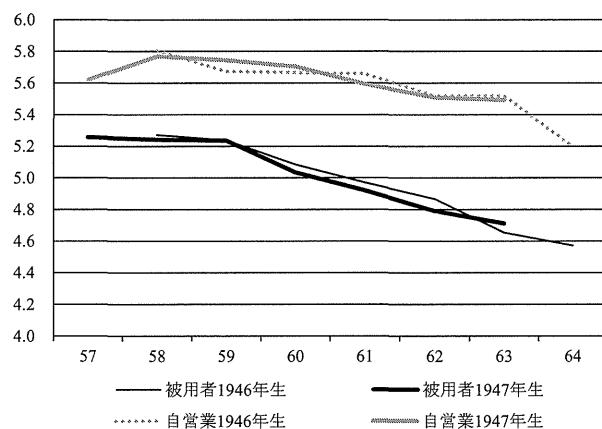


図 5:週間労働時間(男性就業者=100%、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

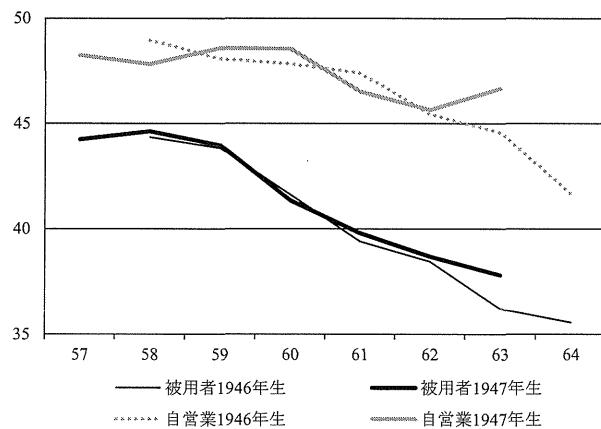


図 6:週労働 30 時間未満の割合(男性就業者=100%、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

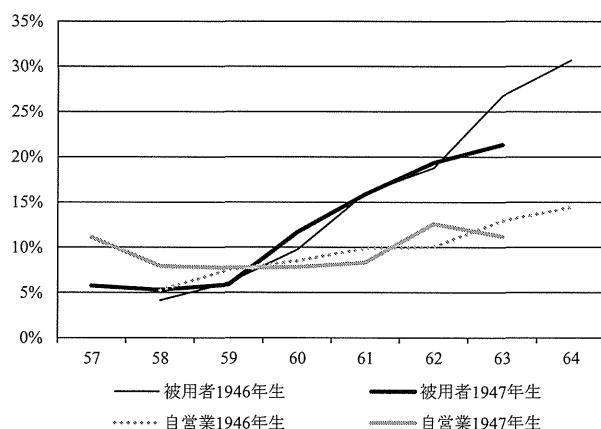


図 7:正規の職員・従業者の割合(男性就業者=100%、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

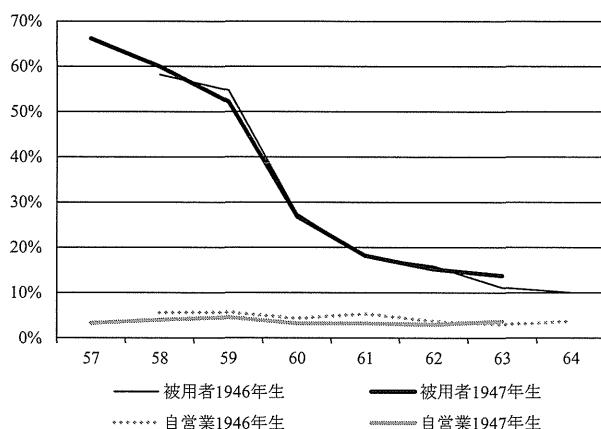


図 8:パートおよび契約社員の割合(男性就業者=100%、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

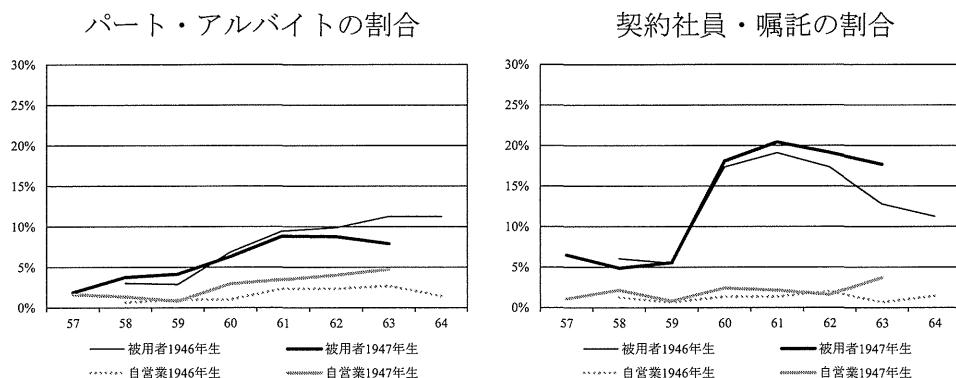


図 9:一年以内の再就職経験(男性就業者=100%、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

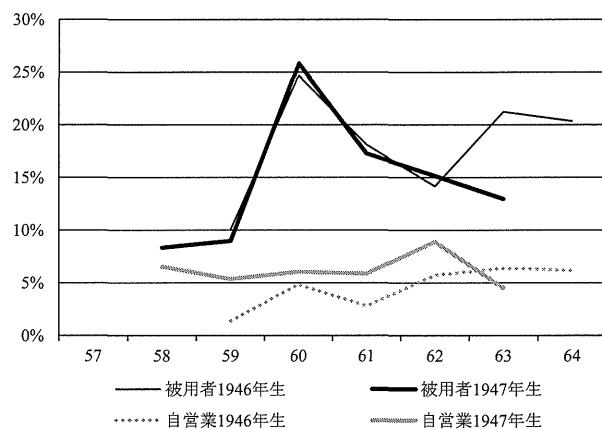


図 10:失業率(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

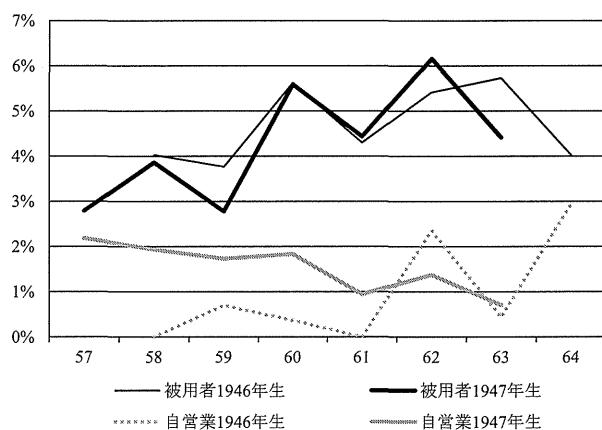


図 11:雇用保険受給率(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

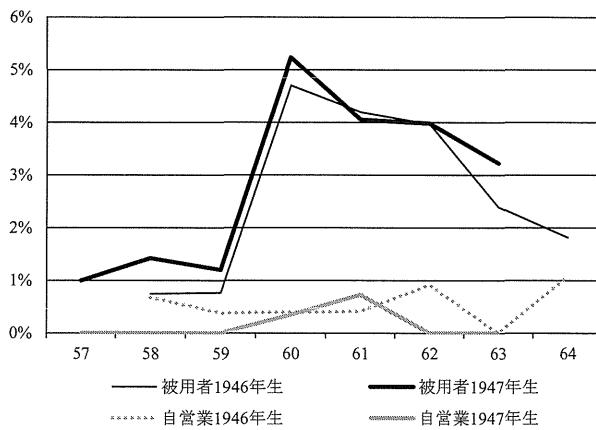


図 12:公的年金受給率(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

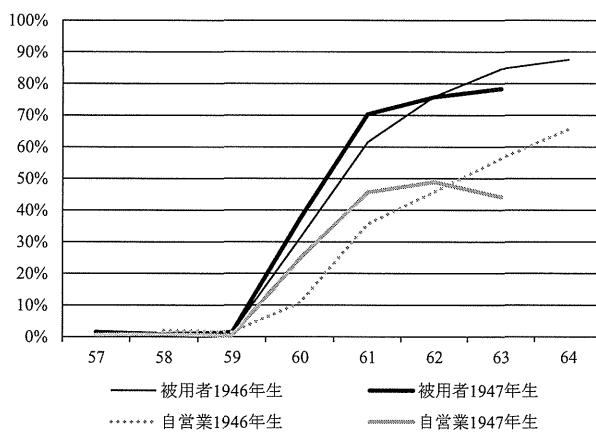


図 13:私的年金受給率(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

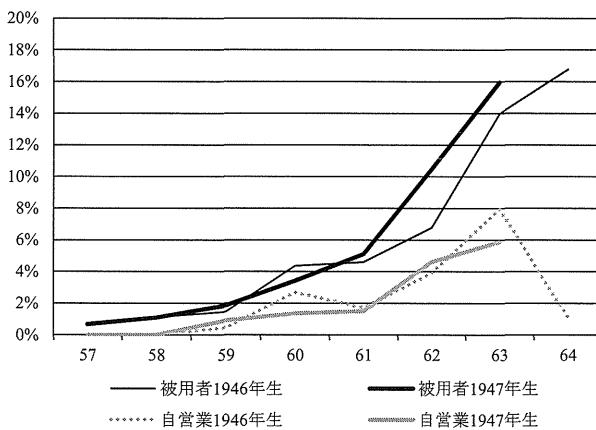


図 14: 公的年金平均受給額: 万円(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

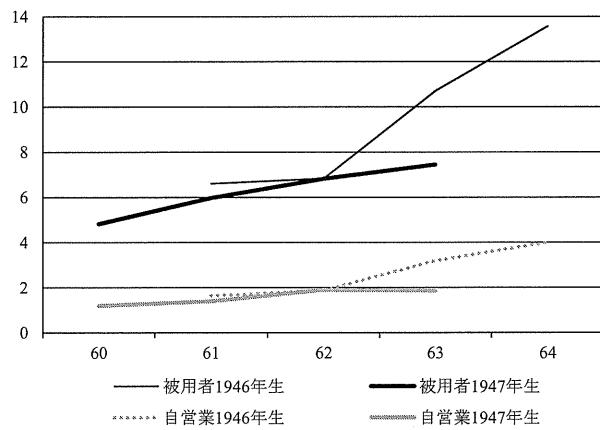


図 15: 公的年金受給額の分布(男性、63歳時点、職歴別、生まれ年度別)

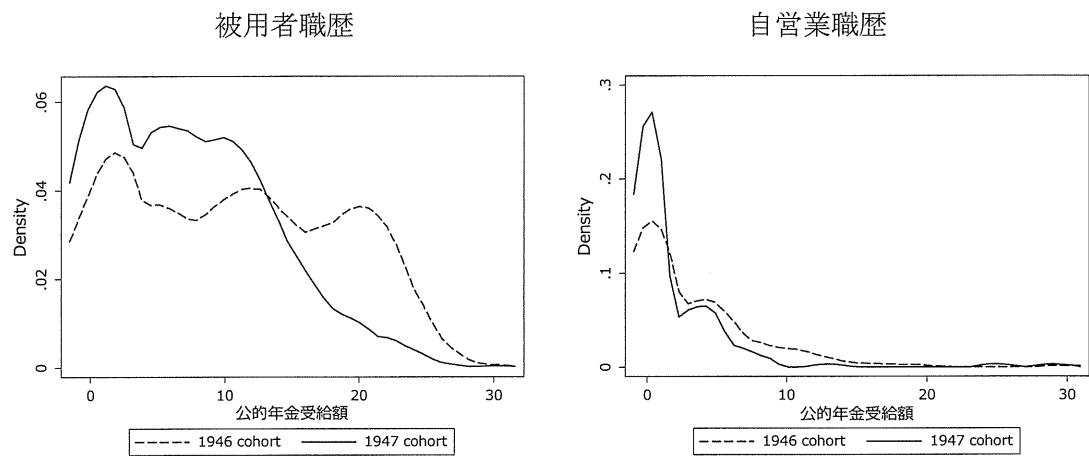


図 16: 公的年金以外の平均本人収入額: 万円(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

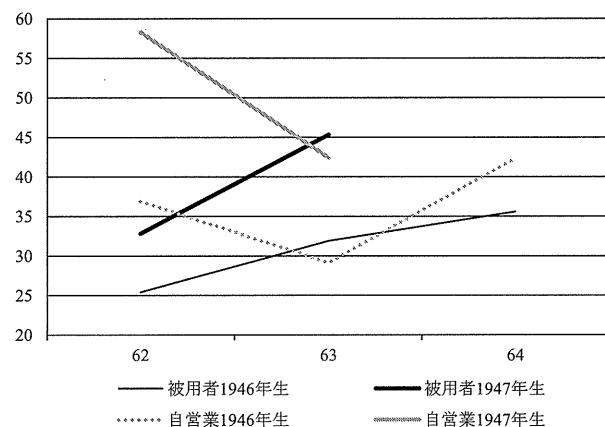


図 17:公的年金以外の本人収入の分布(男性、63歳時点、職歴別、生まれ年度別)

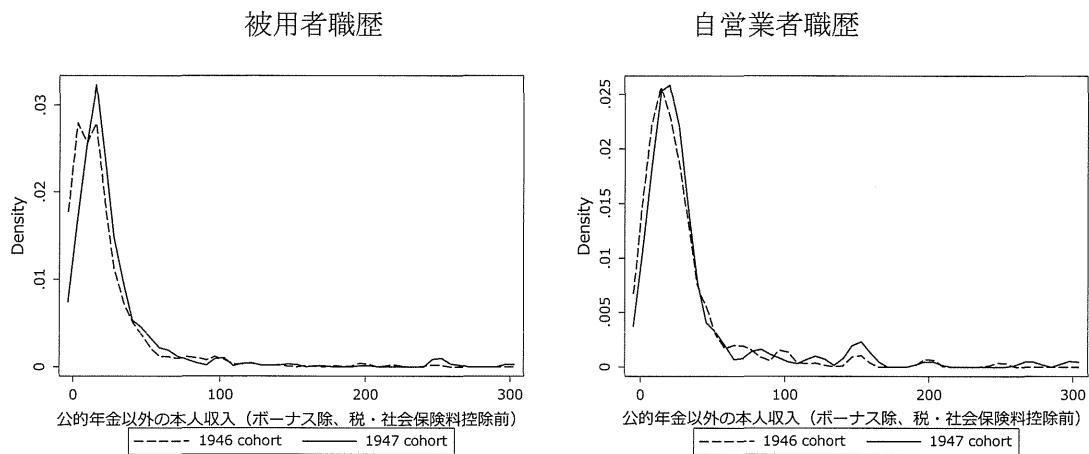


図 18:公的年金を含む本人収入の分布(男性、63歳時点、職歴別、生まれ年度別)

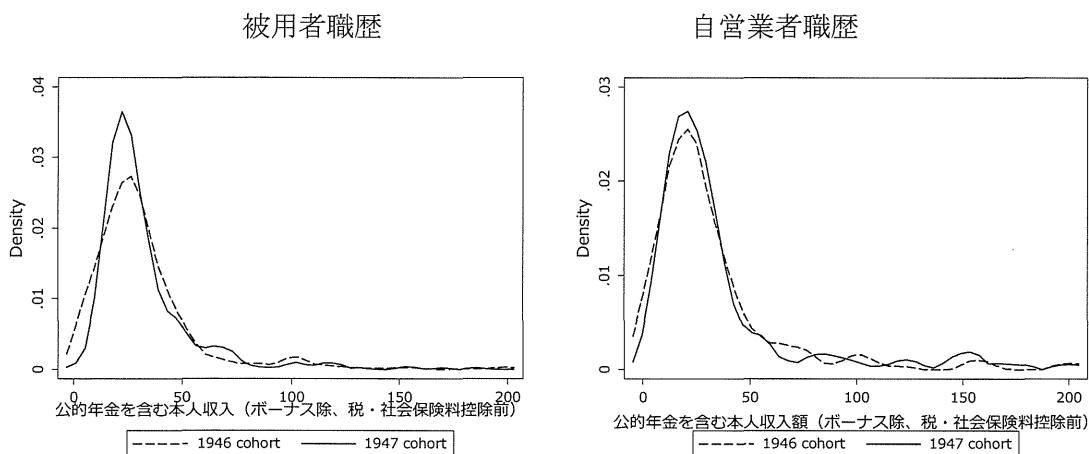


図 19:借入金がある世帯の割合(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

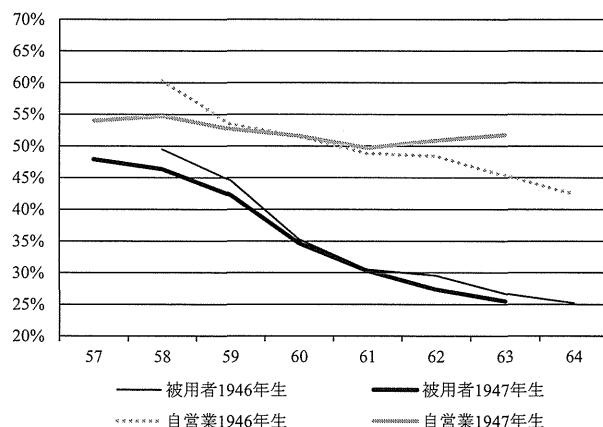


図 20: 平均世帯借入金額: 万円(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

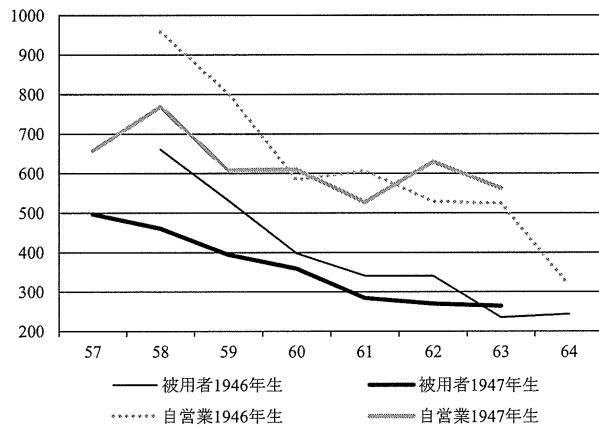


図 21: 貯蓄がある世帯の割合(男性、年齢別、職歴別、生まれ年度別)

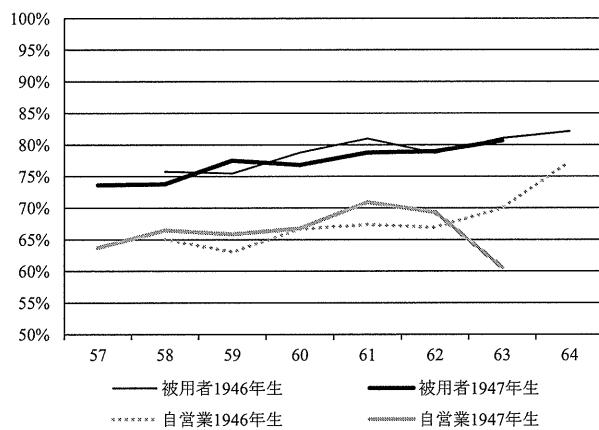
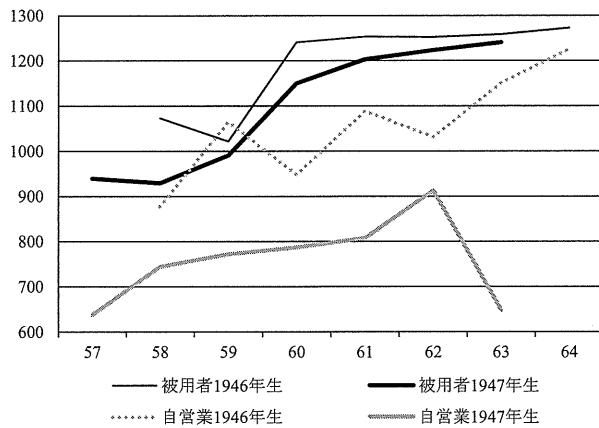


図 22: 平均世帯貯蓄額: 万円(年齢別、職歴別、生まれ年度別)



### **Ⅲ部 格差社会対策班**

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）  
分担研究報告書

新しい行動様式の変化等の分析・把握を目的とした縦断調査の利用方法の開発と厚生労働行政に対する提言に関する研究

「日本における外国人家族の子育て状況」

分担研究者 岩永理恵 所属 神奈川県立保健福祉大学

研究要旨

本稿では、厚生労働省が実施する「21世紀出生時縦断調査」を用いて、在日外国人の家族の状況、子育ての状況、教育の状況を明らかにする。親の国籍によらず、世帯類型では夫婦のみの世帯、子ども0歳児の保育者は母親、母の労働時間なし、の割合が多く、母の就業形態が常勤である割合は全体的に低い。育児負担については、母の国籍によって負担感が相対的に重いと思われる項目はあるものの、親の国籍の組み合わせによる大きな違いはみられなかった。一方、親の国籍の組み合わせによる違いが大きいと思われるのは、父の就労状況、「常勤」や「パート・アルバイト」の割合、両親の所得である。

親の国籍の組み合わせによって、収入と就労の状況に違いはあるものの、育児の負担感については大きな差がみられない。このことには、本稿で用いたデータの制約が大きく影響していると考えられる。すなわち、ブラジル国籍の外国人を捕捉できておらず、調査回答者は、相対的に日本での居所・生活が安定していて、日本社会に包摂されている、日本語の読み書き能力の高い人が多いと思われる。この限界は大きいが、従来明らかにされてこなかった外国人の生活実態の一端を論じた意義は大きいと考える。

A. 研究目的

本稿では、在日外国人の家族の状況、子育ての状況、教育の状況を明らかにする。父母のどちらか（も）が外国人の家族と、父母ともに日本人である家族とを比較しながら、父母のどちらか（も）が外国人の家族が、子育て上の問題を抱えているか検討

する。

B. 研究方法

厚生労働省「21世紀出生時縦断調査」第1～10回の個票を用い、親の国籍別に「両親日本」「父日本、母韓国・朝鮮」「父日本、母中国」「父日本、母タイ・フィリピン」「両親韓国・朝鮮」

「両親中国」に分け、在日外国人の家族の状況、子育ての状況、教育の状況をみた。

#### (倫理面への配慮)

すでに匿名化されているデータの二次利用であるため特に必要なし。

### C. 研究結果

親の国籍によらず、世帯類型では夫婦のみの世帯、子ども0歳児の保育者は母親、母の労働時間なし、の割合が多く、母の就業形態が常勤である割合は全体的に低かった。親の国籍によらず、子どもが0歳時の主な保育者は、専業主婦の母親の割合が多いと推測される。このことがあって育児負担については、母の国籍によって負担感が相対的に重いと思われる項目はあるものの、親の国籍の組み合わせによる大きな違いはみられなかった。

一方、親の国籍の組み合わせによる違いが大きいと思われるのは、父の就労状況、「常勤」や「パート・アルバイト」の割合、両親の所得である。「両親日本」は、相対的に「常勤」の割合が高く、所得も多い。「両親中国」は、父の「常勤」の割合が低く、「パート・アルバイト」の割合が高く、所得が少ない。これは、「両親中国」の学歴が

「大学・大学院」と「中学」に二極化された状況を反映していると思われる。

### D. 考察

親の国籍の組み合わせによって、収入と就労の状況に違いはあるものの、育児の負担感については親の国籍の組み合わせによる大きな差はみられない。

### E. 結論

上記の結果には、本稿で用いたデータの制約が大きく影響していると考えられる。すなわち、ブラジル国籍の外国人を捕捉できておらず、調査回答者は、相対的に日本での居所・生活が安定していて、日本社会に包摂されている、日本語の読み書き能力の高い人が多いと思われる。

この限界は大きいが、最初に述べたように、従来明らかにされてこなかった外国人の生活実態の一端を論じた意義は大きいと考える。

### F. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表